

令和2年4月1日採用 社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会職員（保健師）
採用試験実施要項

1 職種・採用予定人数・受験資格

次の受験資格に該当する人

職種	採用人数	学歴	受験資格	
			年齢	資格
保健師	1人	不問	昭和55年4月2日以降に生まれた人	保健師資格を有している人または令和2年3月31日までに保健師取得見込みの人

※次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ①成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

2 試験の方法等

(1) 一次試験

- ①日 時 令和元年6月29日（土）午前9時～正午
午前8時45分集合
- ②場 所 岩倉市西市町無量寺2番地1
岩倉市ふれあいセンター3階
- ③試験内容 適性検査、作文、面接
- ④持ち物 受験票、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）

(2) 一次試験の可否について

令和元年7月12日（金）までに本人あて通知。

(3) 二次試験

- ・一次試験合格者について、後日二次試験を行う。
- ・二次試験の内容は本会正副会長による面接とする。
- ・二次試験の日程は後日決定する。

3 受験手続等

(1) 受付期間

令和元年5月27日(月)～令和元年6月14日(金)(必着)

(直接持参の場合は土・日曜日、祝日を除く)

受付時間：午前8時30分～午後5時

(2) 提出書類

岩倉市社会福祉協議会職員採用試験申込書(A3サイズの岩倉市社会福祉協議会指定用紙に自書したもの)。貼付する写真は、6か月以内に撮影したもの。

申込書は、岩倉市社会福祉協議会で受け取るか、もしくは郵送で請求する場合は、封筒に「申込書請求」と朱書きし、切手120円分を貼ったA4サイズの返信用封筒を同封する。本会ホームページから申込書をダウンロードすることも可能。

(3) 受験申込方法

受験申込は、提出書類を岩倉市社会福祉協議会に直接持参するか、もしくは郵送で申込む場合は、封筒に「受験申込み」と朱書きし、提出書類と切手82円分を貼った長形3号の返信用封筒を同封する。

受験申込は受付期間内に必着とし、提出書類の記入内容の不備や返信用封筒の同封漏れなどがある場合は受理しない。

(4) 受験票の交付

提出書類を持参したときに受験票を交付する。郵送で申込んだ場合は、申込書を受け付けた後に送付する。

4 勤務条件等

(1) 給料等

社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会給与規程に定めるところによる。

①初任給(平成31年4月現在)

大学卒の場合 198,432円(地域手当を含む)

※学校卒業後の一定の就労等経験年数を有する人は、初任給の調整を行う。

②諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を要件に応じて支給。

(2) 福利厚生

①加入保険

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険

②退職金制度

あり(全国社会福祉団体職員退職手当)(勤続1年以上)

(3) 勤務時間及び休暇

①勤務時間

月曜日から金曜日までの5日間において1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分。

(原則として、土・日曜日、祝日、12月29日から1月3日までは休み)

②休暇

年次有給休暇、特別休暇(結婚、出産など)、育児休業、介護休業など

(4) その他の内容は、社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会の規程等による。

5 配属先

地域包括支援センターとする。ただし、人事異動により配属先、業務内容を変更する場合がある。

6 採用

(1) 採用期日は、令和2年4月1日とする。

(2) 試験申込書等の記載事項について不正があった場合には、合格を取り消す。

7 その他

応募書類は、一切返却しない。提出された書類等に係る個人情報、岩倉市社会福祉協議会職員採用試験にのみ使用し、他には使用しない。

8 申込・問合せ先

社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会

〒482-0036 岩倉市西市町無量寺2番地1 岩倉市ふれあいセンター内

電話 0587-37-3135 FAX 0587-38-0039

e-mail i-syakyo@smile.ocn.ne.jp

HP <http://www.iwakura-syakyo.jp/>

(担当 森)